

滋賀県PPP/PFI推進ガイドライン（案）の概要

行財政・働き方改革特別委員会資料2-1
平成29年（2017年）12月18日
総務部行政経営企画室

PPP/PFI検討に当たっての基本的考え方

<公共施設等マネジメント基本方針>

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等を中心に老朽化が深刻
- ・民間活力の活用を含め、一層効率的かつ効果的な施設マネジメントを行って行く必要がある

県において
「PPP/PFI手法
導入優先的検討
方針」の策定
(H28.12)

- ・PPP/PFI手法と従来型手法との比較を行うことで、より効率的・効果的な手法の採用が可能となり、限りある財源を効率的に使用することができる
- ・PPP/PFIにより期待される効果→効果が認められる場合に導入
(1)コスト削減 (2)サービスの質の向上 (3)収入の増加 (4)地域の活性化

全体の事業フローおよび主なポイント（優先的検討段階）

PPP/PFI事業の円滑な導入を図るため、優先的検討にかかる詳細な手続きや具体的な運用を定めるとともに、事業実施に当たり留意すべき点等を示したPPP/PFI推進ガイドラインを策定する

1 事業の発案～基本計画検討段階

- ・事業内容、導入機能等の検討
- ・想定事業費、全体スケジュールの検討

<主なポイント>

- ◆ 運営段階まで見据えた計画を策定する。
- ◆ PPP/PFI手法の導入検討には委託等の予算が必要であり、次年度以降のスケジュールや予算措置を意識すること。
- ◆ 優先的検討の対象事業

建築物もしくは 利用料金のある施設	かつ	整備費10億円もしくは 運営費1億円
----------------------	----	-----------------------
- ◆ 多様なPPP/PFI手法の中で、先行事例などを参考として採用可能な手法を絞り込む。合理的理由により導入困難な場合の判断もこの段階で行う。
- ◆ 費用面の比較を簡便な方法で行うことにより、この段階で明らかに導入の見込みがない事業を検討過程から除外する。
- ◆ この段階でのPPP/PFI手法導入の適否の判断について、公表し、透明性を確保する。
- ◆ 専門的な外部コンサルタントに委託することなどにより、PPP/PFI手法導入の適否を判断する材料を得ることが目的。
- ◆ VFM※のほか、民間事業者の参入可能性や競争性発揮によるサービス水準の向上、県経済への影響等を踏まえ、PPP/PFI手法導入の適否を総合的に判断する。
- ◆ この段階でのPPP/PFI手法導入の適否の判断について、公表し、透明性を確保する。

2 優先的検討の実施段階（優先的検討方針に基づく検討）

簡易な検討

- ・適切な手法の選択（検討方針 第7）
- ・簡易な定量評価（検討方針 第9）
- ・簡易な検討の結果公表（検討方針 第11）

基本計画
の策定

詳細な検討

- ・PPP/PFI手法導入可能性調査の実施（検討方針 第10）
- ・調査結果等を踏まえた検討
- ・詳細な検討の結果公表（検討方針 第12）

※VFM・・・支払いに対して、最も価値の高いサービスを提供するという考え方のこと

全体の事業フローおよび主なポイント（実施方針の策定～事業の実施段階）

3 実施方針の策定段階 （実施方針とは、PFI事業を行うにあたり、事業内容や民間事業者の募集方法などについて定めるもの）

- ・アドバイザー業務委託
- ・PFI事業者等選定委員会【以下、委員会】の設置
- ・実施方針の策定・公表（PFI法第5条）
- ・民間事業者からの意見等の徴収、提案受付

要求水準や落札者決定基準の検討、PFI事業者の選定等を行う。

4 特定事業の選定段階 （特定事業とは、PFI法に基づいて、具体的に実施する公共施設等の整備等に関する事業）

- ・特定事業の選定・公表（PFI法第7条）
- ・債務負担行為の設定

5 PFI事業者の選定段階 （入札公告時に公告した落札者決定基準に従い、民間事業者からの入札提案書等により評価し、最も優秀な提案をした者を選定する）

- ・入札公告、質疑応答・説明会の開催等【委員会開催】
- ・入札参加資格審査、入札、落札者の決定・公表【委員会開催】

6 事業契約の締結段階 （県議会での議決を得た後、本契約を締結するとともに、PFI事業者への融資金融機関との間で協定を締結する）

- ・仮契約の締結、議会の議決
- ・契約の締結

7 PFI事業の実施段階 （モニタリング（監視・測定・評価）により、事業期間を通じて業務遂行状況を確認し、適切かつ確実なサービス水準を確保する）

<主なポイント>

- ◆ 財務面、法務面、技術面での専門知識およびノウハウを必要とするため、外部アドバイザーを活用。
- ◆ PFI事業者の選定過程において、公正性、透明性、専門性を確保するため、外部有識者等で構成する委員会を設置。
- ◆ 事業内容や民間事業者の募集方法などを定める。併せて、要求水準書案等を公表し、民間事業者から意見を求める。
- ◆ 民間事業者の理解を深めるため、説明会の開催や質問や意見を受け付ける。
- ◆ 優先的検討の詳細検討において設定した条件の見直しや詳細化等を行った上で、改めてVFMの検証を行う。
- ◆ PFI事業での実施効果があると認められる場合に、PFI事業で実施する事業範囲を具体的に定める、PFI法に基づく手続。
- ◆ 債務負担行為は入札公告前に行う。
- ◆ PFI事業においても県内事業者の受注機会の確保に配慮すること。（先進事例における配慮事例を例示）
県内事業者が施行困難な工事であっても、共同企業体方式を活用するなど、従来型の発注と同様に県内事業者の受注機会の増大に努める。
- ◆ 施設等の買入れまたは借入れに要する経費が5億円以上となる場合は、議会での議決を得る。
- ◆ 契約内容は、事業者の不利益となる部分を除いて、原則、遅滞なく公開する。
- ◆ あらかじめ具体的な判断基準を設け、その対象、実施者、手法等を明確にして確認を行うことが必要である。